

目次 Contents

Chapter1	気をつけたいトラブル	・・・	1
Chapter2	有料老人ホームの広告基準	・・・	4
Chapter3	実際の広告を見てみよう	・・・	10
Chapter4	広告を見極めるコツ	・・・	18
Chapter5	ホーム資料のチェック	・・・	22
Chapter6	ホームを決める前に！ここをチェック	・・・	24

はじめに・・・・・・・・

有料老人ホームは、この10年ほどでその数が10倍も増えました。さらに、「高齢者住宅」「シニア向けマンション」など、高齢世代を対象とした、施設や住宅が激増しています。もも編集室では、介護保険制度が始まる前から、高齢者の住まいや介護について、広く一般の方々に向け、その注意点や問題点をお伝えしたく、『老人ホーム選びマニュアル』や『有料老人ホーム調査レポート』などを発行してまいりました。

今回は、そのシリーズの一環として「広告の見方」に的を絞ったテキストを作りました。広告には、優しい言葉が満ち溢れています。もも編集室としては、あえて「ちょっと待って、冷静に判断を」と伝えたいと思っています。ですので、このテキストは、“良い話”より“良くない話”のほうが多いかもしれません。

「終の棲家」を決めることは、本当に大変なことです。「あのとき、もっと調べていれば・・・」とならないよう、本書が少しでもお役に立てば幸いです。

2010年6月 もも編集室

「景品表示法」を守っていない？

実際より良く見せかける表示や、さまざまな特典を付けて販売するなど、消費者が知らず知らずのうちにそれほど良くない商品・サービスを購入し、不利益を被ることがあります。このような『不当表示』や『不当景品』から消費者の利益を保護するための法律が「景品表示法」です。2009年9月より公正取引委員会（公取）から、消費者庁に管轄が移されました。

○有料老人ホームに関する不当な表示

景品表示法には「有料老人ホームに関する不当な表示」というものが規定されています。6頁より詳細について解説しますが、これらが守られていないところは、意外と少なくないと言えます。公取時代の取り締まりでは、複数の有料老人ホームに「排除命令」(※1)、や「警告」が、毎年のように出されていました。どのような内容であるのかを、以下に一覧にしてみます。

「職員の配置、特に看護師の配置」については、十分確認が必要だということがわかります。この表以外にも、過去の排除命令に一番多く見られるのは「24時間の医療体制（看護師の配置）」をうたいながら、その事実がないというものです。また、表にはありませんが、施設の土地建物の所有者などについて明記していない（事業者が所有しているかのような表記）という点も多く見られます。利用金額の優良誤認(※2)も少なからず見られます。

※1 排除命令

違反する事業者に対し、その行為を差し止め、今後繰り返さないよう命じる行政命令

※2 優良誤認

商品・サービスの品質を実際より優れていると偽って宣伝したりする行為

年度	地域	施設の種類の種類	表示内容	実際
2008	北海道 東北	東京本社の全国展開有料老人ホーム4施設	パンフレットに24時間看護職員を配置しているかのように表示	夜間は看護職員を配置していない
	北海道	有料老人ホーム	高額な費用はかからないなど、低価格な1名利用の金額を表示。有資格の職員、夜間看護体制など表示	3人部屋の利用の場合の金額表示、有資格者の数が明瞭に記載されていない
	北海道	有料老人ホーム	年1回の健康診断実施、医務室が設置されているように表示、協力病院が訪問診療するような記載	健康診断はされていない。医務室は設置されていない。訪問診療の協力関係はない
2007	中国地区	有料老人ホーム2施設	看護師やヘルパーを24時間配置するように表示	看護師は昼夜を問わず配置していない。ヘルパーは夜間配置していない日がある
	中国地区	有料老人ホーム	医師が定期的往診をし、24時間の協力関係があるように表示。夜間の介護職員が13～16人であるかのように表示	協力医療機関4件のうち2件は定期往診がなく、1件は24時間の協力関係がない。夜間の職員は2人である
	中国地区	有料老人ホーム	看護師が24時間配置されているように表示。健康診断を実施するように表示	1年以上看護師が夜間配置されている事実がない。健康診断が実施されていない。

記載内容は一部を抜粋しています